

Ⅲ 基本計画（目指すべき姿と基本的な目標）

1 目指すべき姿

「人と自然がおりなす 輝きの大地 ひがしかわ」を基本理念に、「人間」、「資源」、「財源」の確保と循環を図るとともに、誰もがいつまでも快適に東川町で暮らすことができる「ダム機能」、東川町への多様な交流を生み出す「ハブ機能」、老若男女が集い、語り、学び、創（つく）り、楽しむことができる「キー機能」の創出を核に、創造的で持続する町づくりを進めます。

まちづくりの基本理念

人と自然がおりなす 輝きの大地 ひがしかわ

この基本理念には、「人」「自然」「おりなす=調和・知性・文化」「輝きの大地=美しさ・力強さ」の意味が込められており、これらの要素がこよなく調和する町を構築する意図を表したものです。

平成4年に策定した、東川町新まちづくり計画より制定されたもので、今回策定の「プライムタウンづくり計画 21-Ⅲ」においてもその理念を継承します。

まちづくりの基本目標

(教育・芸術文化・地域間交流・国際交流・多文化共生施策の目標)

基本目標1 人と文化を育むまちづくり <人づくり>

(保健・医療・福祉・子育て環境・生活環境・防災施策の目標)

基本目標2 人にやさしく健康を支えるまちづくり <安心・安全なくらしづくり>

(景観・土地利用・生活基盤整備・道路・交通施策の目標)

基本目標3 人と自然が共生するまちづくり <美しく住みよい環境づくり>

(農業・林業・商工業・観光・写真の町振興施策の目標)

基本目標4 経済基盤の確かなまちづくり <活力ある産業づくり>

(地域コミュニティ・情報発信・行財政・広域連携施策の目標)

基本目標5 参加と対話で築くまちづくり <コミュニティづくり>

2 基本的な目標と施策の方向

基本目標1 人と文化を育むまちづくり ～人づくり～

【教育・芸術文化・地域間交流（定住・移住）・国際交流・多文化共生】

本町が持つ豊かな自然環境と先人が築きあげてきた生活・文化の基盤、さらには、本町の特徴的な地域資源である写真文化、大雪山文化、家具デザイン文化を活かした学びと魅力発信により、東川の大地のもとで、創造的でたくましい輝きのある人づくりと魅力ある地域文化を育成していきます。

少子・高齢化、国際化などの社会情勢がめまぐるしく変化し、その変化に対応できる人材が必要であることから、次代を担い、将来の地域を支える優れた人材を育てるため、幼児期から青年期まで質の高い教育を受けることができるよう、教育環境の充実を図っていきます。

また、町民一人ひとりが心豊かに生きがいを持った生活が営めるよう、誰もが生涯にわたり学習を積み重ねることができる機会の創出と自由に楽しく学べる学習機会の提供、健康でいきいきとした生活を築くためのスポーツ・レクリエーション活動を振興するとともに、環境の充実を図っていきます。

さらに、異なる文化や世代が互いに理解し尊重し合う多文化・多世代共生のまちづくりを視野に、地域資源と自然や歴史を生かした誇り高い文化の創造、定住に向けた取り組みと外国人を含む交流機会を充実するとともに、海外・地域との交流による国際的な広い視野を持つ人材の育成を図っていきます。

施策の方向

●教育

幼児教育

- ・保育、幼児教育内容の充実
- ・幼児センター受入体制の充実

義務教育

- ・総合教育会議の推進
- ・学習支援の充実（特別支援員・学習支援員・教育補助員等の配置）
- ・学校図書館司書の配置
- ・ICT等教育環境の整備推進
- ・少人数クラス推進による指導の充実
- ・新たな教育への積極的な対応（教育指導要領等）
- ・不登校児童生徒への対応支援の充実（SC、SSWの配置）
- ・国際教育交流事業の推進
- ・新教科「Globe」の推進（国際教育に係る研究開発学校の取り組み）
- ・日本語留学生等との交流推進
- ・外国青年招致事業の活用推進（ALT、CIR、SEA）
- ・定住外国人子弟の学習支援
- ・特別支援児童生徒に対する支援
- ・ふるさと教育の推進（郷土と地域への理解と思いを深める教育）

- ・地域資源を活かした体験学習や環境学習などの地域学習の推進
- ・地元産農産物を利用した給食提供をはじめとする食育の推進
- ・思いやりある心づくりの推進（道徳教育の充実）
- ・特色ある学校づくりの推進
- ・地域や家庭と連携した学校運営の推進（コミュニティスクール、学校・家庭・地域の協働活動の推進）
- ・放課後活動の充実（学社連携事業、土曜学習、少年団活動など）
- ・学校を核とした地域づくりの推進
- ・幼・小・中・高連携の推進
- ・教職員の住環境の充実
- ・教職員の労働環境の改善
- ・地域連携職員の配置

高等教育等

- ・北海道東川高等学校の特色ある学校づくりへの支援
- ・北工学園旭川福祉専門学校との連携推進
- ・進学者に対する奨学支援制度の充実

生涯学習・スポーツ

- ・町民のニーズに対応した学習活動とスポーツ環境の充実
- ・地域子ども教室の充実
- ・各種教室、講習会等の開催
- ・各種教室や事業を担う新たな地域人材の発掘（キャリアバンクの構築）
- ・学校体育館開放事業の推進
- ・体育協会、スポーツ少年団への活動支援
- ・スポーツ、レクリエーション施設の充実（B&G海洋センターの改修、トレーニングルーム設備充実、町民運動公園トイレ改修など）
- ・ゆめ公園の利活用の促進

●芸術文化

- ・文化や芸術に触れる機会の創出（文化芸術活動への参加機会や芸術文化鑑賞機会の提供など）
- ・人材育成等、文化振興のための基盤整備の推進
- ・ヒト・モノ・コトが集う写真文化首都の創造と公共施設の有機的連携
- ・文化や芸術に関する情報発信と文化を通じた多様な交流の創出
- ・「東川町複合交流施設せんとぴゅあ」の利活用と図書館機能の充実
- ・地域特有の文化の振興（大雪山文化、家具デザイン文化、写真文化）
- ・大雪山アーカイブス事業の推進
- ・織田コレクションの活用とデザインスクール等の推進
- ・文化ギャラリー展示の開催
- ・地域における文化財の保護、指定、利活用の推進

●地域間交流（定住・移住）

- ・関係人口（交流人口）拡大へ向けた積極的な推進
- ・「写真の町」ひがしかわ株主事業の推進と投資の積極的な活用

- ・地域外の企業や企業職員等への滞在プログラム等の推進（東川オフィシャルパートナー制度など）
- ・移住・定住、U・I・J ターン等の促進（情報発信、プロモーション、相談体制の充実など）
- ・子育て世代や小さな子どもをもつ世帯に対する移住・定住支援
- ・結婚希望を叶えるオリジナル婚姻届活用による若者層へのアピール
- ・民間賃貸住宅のストック活用と整備
- ・空き家や民間住宅等を活用した住居の供給
- ・空き家バンク等による情報提供と利活用の促進
- ・合宿の受け入れ推進等による文化、スポーツとの連携
- ・国外を含む地域外からの多様な人材の受入事業推進（インターンシップ、ふるさとワーキングホリデー事業など）
- ・滞在受入施設の整備活用と体験プログラムの推進（お試し移住、暮らし体験、ツアー実施等）
- ・スポーツクラブとの連携及び支援（北海道コンサドーレ札幌、ヴォレアス北海道など）

●国際交流

- ・姉妹都市、友好都市をはじめとした国際交流事業や地域間交流等の推進
- ・海外交流団体との連携や活動支援
- ・海外における関係人口の拡大（日本語留学生、高校生国際交流写真フェスティバル参加者、企業等）
- ・海外事務所や元日本語留学生等と連携した海外における東川町のブランド化推進
- ・高校生海外派遣相互交流事業の実施
- ・写真や文化芸術を通じた国内外との交流の促進
- ・外国青年招致事業の活用推進（ALT、CIR、SEA）【再掲】
- ・高校生国際交流写真フェスティバルの推進
- ・東京 2020 オリンピック・パラリンピック事業に伴う交流の推進

●多文化共生

- ・外国語講座や他国文化紹介イベントの実施など多文化と触れあう機会の創出
- ・外国青年招致事業を活用した外国人雇用企業や滞在外国人へのサポート推進
- ・日本語教育事業の推進と日本語留学生支援の充実
- ・住民と日本語留学生の多文化・多世代交流の推進
- ・日本語留学生の進路対策、相談体制の充実
- ・日本語留学生の就業と地域における雇用対策への支援
- ・国内他地域と連携した全国的な介護人材育成・供給システムの構築
- ・国内外の他地域と連携した海外における必要な技能を有する人材の育成による国際貢献

基本目標2 人にやさしく健康を支えるまちづくり ～安心・安全なくらしづくり～

【保健・医療・福祉・子育て環境・生活環境・防災】

町内における少子・高齢化の急速な進展は、本町の場合高齢者比率 32.2%（平成 30（2018）年 12 月）と数字に表れており、今後この傾向は益々高まっていくことが予想されます。

すべての町民が健康で安心して暮らせるよう、「健康の増進」をキーワードに思いやりとやさしさに満ちたまちづくりとするため、総合的な保健・医療・福祉施策を推進していきます。また、町内の保健体制や医療体制の充実、障がいを持つ方や家族の負担軽減、広域連合や保健・医療・介護・地域包括支援センター等の関係機関との連携により、家庭や地域への支援活動の促進に努めます。

地域で生活する一人ひとりがやさしさと思いやりの心を持ち、お互いが協力し合い、助け合いながら、快適に暮らせる環境を整えるとともに、近年増加している災害対策と防災体制の充実など、安心・安全に暮らせる環境づくりを進めていきます。

また、今後益々家族構成や就業形態等が変化していくなかで、高齢者や障がい者、女性、外国人留学生等が社会活動への参加と生きがいを持った生活ができる就業の場とお互いが共生し豊かに生活できる機会の創出を進めます。

さらに、近年多様化する町民のニーズに対応するため、子育てにやさしい環境の充実、高齢者が安心して生活できる環境づくりに努めます。

施策の方向

●保健

- ・地域医療、健康づくりの促進
- ・住民の健康増進（健康相談・健康教育の推進）
- ・生活習慣病予防対策事業（特定健診・保健指導の充実）
- ・町立診療所における特定健診無料化とがん検診の受診促進
- ・精神保健相談体制の推進
- ・妊娠期から子育て期にわたる母子保健事業の推進
- ・子育て支援と連携した児童虐待予防事業の推進
- ・家族健康プログラム事業の推進

●医療

- ・各種検診、予防接種の推進
- ・在宅医療の推進
- ・町立診療所の外来患者無料送迎の実施
- ・町立診療所業務システム化導入（電子カルテを含む。）
- ・町立診療所リハビリ機能の充実強化
- ・町立診療所施設の大規模改修、医療機器等の整備充実
- ・町内外の地域医療機関（旭川医大を含む。）及び院外薬局との連携強化

●福祉

児童福祉

- ・子ども緊急さぼねっと事業の推進

- ・子ども家庭支援の充実、養育支援事業の実施
- ・要保護児童対策地域協議会の機能強化
- ・DV対策、ひとり親家庭福祉の推進
- ・子ども発達支援センター事業の推進

障がい者福祉

- ・障がい者相談支援体制の充実（基幹相談支援センター等機能強化事業など）
- ・障がい者に対する理解促進、自立支援や活動支援事業の推進
- ・障がい者虐待の防止、地域生活支援拠点事業の実施
- ・地域総合支援協議会における地域課題の検討、体制整備の推進

高齢者福祉

- ・生きがい対策事業や健康づくり事業の推進
- ・介護予防、生活支援及び在宅介護支援体制の充実
- ・介護予防・日常生活支援総合事業の推進
- ・包括的支援事業の推進（生活支援体制整備、認知症総合支援、在宅医療・介護連携推進など）
- ・地域包括支援センター体制強化と事業推進
- ・高齢者いきいきセンター事業、高齢者サロン等による高齢者の活動場所確保と各種事業の推進
- ・高齢者虐待の防止
- ・町立診療所における後期高齢者医療費の助成
- ・高齢者事業団及びシニアクラブ等高齢者の活動支援
- ・介護人材育成事業の推進
- ・民間事業者による高齢者福祉施設運営との連携強化
- ・高齢者が活躍できる仕組みやしごとづくりの推進
- ・共生暮らしのエリア、共生活躍拠点、交流施設等の構築

地域福祉

- ・ボランティア活動推進環境の整備充実
- ・民生委員・児童委員活動との連携及び支援
- ・社会福祉協議会活動との連携及び支援
- ・見守り訪問及び相談支援の推進
- ・無料定額診療処方支援助成事業の実施

●子育て環境

- ・安心安全な子育て環境の創出
- ・君の椅子事業、オリジナル出生届など特徴ある少子化対策の推進
- ・子育てサポート体制の充実
- ・不妊治療等に対する支援
- ・中学生以下に対する子ども医療費助成
- ・幼児センターにおける保育、子育て支援、幼児教育環境の充実
- ・0歳時保育、長時間保育などによる保育体制の充実
- ・民間小規模保育事業所への支援と連携強化
- ・子どもの遊び場、集いと学びの場確保と環境の充実

- ・旧文化交流館の利活用
- ・学童保育の推進と充実
- ・二世帯居住の推進
- ・子育て世代のしごとづくりシステム構築の推進

●生活環境

- ・町民全てが安心して生活できる生活環境整備
- ・高齢者が生き生きと暮らせる環境整備と支援
- ・高齢者除雪サービス事業（高齢者世帯を対象とした除雪支援）
- ・高齢者の住環境整備推進（高齢者向け住宅整備、住宅改修支援など）
- ・地域交通対策の充実と交通費支援対策の推進
- ・墓地の造成及び管理体制の充実
- ・下水道の整備、長寿命化
- ・旭岳下水道処理施設の長寿命化
- ・合併処理浄化槽設置事業の推進と維持管理対策の充実
- ・ゴミ減量化及び資源化事業の推進
- ・公害防止対策の推進

●防災（消防・防犯等を含む）

- ・防災計画の見直しと対応マニュアル等策定推進
- ・防災施設設備の整備推進（拠点避難所等の設備拡充）
- ・地域や町内事業者、消防等と連携した防災体制の構築
- ・防災や生活情報等のわかりやすい提供と発信
- ・防災無線デジタル化に対応するための更新整備
- ・異常気象等の自然災害に対応する防災対策の推進
- ・国や道等関係機関との連携による災害対策、河川整備対策事業等の推進
- ・自主防災組織の活動支援
- ・地域防災マネージャーの配置
- ・消防、消防団活動の推進、支援
- ・防火水槽整備事業の推進
- ・山岳遭難対策の推進
- ・交通安全教育の推進と啓発
- ・交通安全施設整備の推進
- ・防犯意識の啓発の推進

基本目標3 人と自然が共生するまちづくり ～美しい環境づくり～

【景観・土地利用・生活基盤整備・道路・交通】

本町は、大雪山を臨む田園風景等をはじめ美しい景観に恵まれた町であり、平成17（2005）年には北海道で初めて景観行政団体の指定を受けています。大雪山の自然が蓄えた雪解け水は、長い年月をかけて地中深く浸み込み、良質で豊かに湧き出る地下水となり、すべての町民の安心で豊かな生活を支えています。

この豊かな生活を守り、将来にわたり住みよい町であり続けていくためにも環境の保全を真剣に考え、優れた自然を守りながら気候・風土に合ったエコロジックな生活や企業経営を心がけるとともに、「景観づくりと環境保全」をキーワードに、快適な環境の中安全で安心な町民生活の確保が図られるよう努めます。

また、町民の繁栄に欠かせない社会資本の整備については、町の発展や魅力づくりの土台となる総合的・計画的な土地利用の推進、人と自然が共存するための自然災害対策や環境保全対策、本町の持つ自然環境や木を生かした緑豊かな住環境の形成や道路網の整備、さらには、地域の特性と住民のニーズに対応した公共交通や交通手段の確保など、自然への影響を最小限に抑え、人々の生活と生産を支える、確かなまちの基盤づくりを進めていきます。

施策の方向

●景観（環境保全、水資源含む）

- ・美しい風景を守り育てる条例に基づく景観政策の推進
- ・農地・水・環境保全事業等と連携した農村地区の景観保全の推進
- ・美しい郷土を次世代につなぐ全町が一体となった美しい風景づくりの推進（道路、住宅等周辺の草刈など）
- ・沿道植栽事業の推進
- ・景観に配慮した住宅建設に対する支援
- ・大雪山国立公園の自然環境保全啓蒙活動の推進
- ・山林保全、植林活動等による水源保全の推進
- ・地域材利用の促進
- ・地下水保全対策の推進
- ・地下水状況調査事業の推進
- ・安心・安全な地下水の提供（おいしい水確保支援事業、飲料水供給施設整備事業の推進など）
- ・大雪旭岳源水活用事業の推進
- ・忠別ダムや周辺施設の利活用の推進
- ・二酸化炭素排出抑制対策事業の推進
- ・新エネルギー及び自然エネルギー、木質バイオマス資源活用の推進

●土地利用

- ・町独自の都市計画の見直しによる有効な土地利用の推進
- ・国営農地再編整備事業と連携する宅地集合化等の推進
- ・町全体の均衡ある維持発展へ向けた住宅地造成の推進及び調整

- ・住居表示の整備推進
- ・市街地地区地籍調査事業の推進

●生活基盤整備

- ・公営住宅整備事業の推進（南町1丁目団地整備、公園団地整備）
- ・公営住宅等ストック総合改善事業の推進（清流中央団地、公園団地、南団地）
- ・社会資本整備総合交付金事業（地域住宅計画事業）
- ・地域優良賃貸住宅整備事業
- ・民間住宅施策地域材利用促進、住宅機能向上事業の推進
- ・景観に配慮した住宅建設に対する支援【再掲】
- ・高齢者の住環境整備推進（高齢者向け住宅整備、住宅改修支援など）【再掲】
- ・時代にあった生活基盤の維持・確保の推進
- ・町内の公園維持活用と整備の推進
- ・子どもの遊び場、集いと学びの場確保と環境の充実【再掲】
- ・既存公共施設の長寿命化対策の推進
- ・公共施設案内看板の整備
- ・中山湧水地ふれあい公園整備事業
- ・忠別ダム林間親水広場整備事業
- ・東雲地区ふるさと公園整備事業

●道路

- ・町道の整備、長寿命化の推進
- ・社会資本整備総合交付金事業の推進
- ・道路ストック点検事業の推進
- ・道路環境、道路設備の充実と整備促進
- ・町道新設改良事業（東部地区公園道路、東忠別地区道路、新栄地区道路、西3号道路、西5号道路、西10号道路、北7線道路など）
- ・道道の整備促進
- ・橋梁の整備及び長寿命化事業の推進
- ・除雪体制の充実と間口除雪等の推進

●交通

- ・地域公共交通対策事業の推進（連携）
- ・バス路線の見直し推進
- ・町営バス（スクールバス）の更新、整備
- ・利便性の高い交通手段確保の推進（新たな公共交通システム構築など）
- ・高齢者の交通確保対策の推進
- ・乗合タクシー支援事業の推進
- ・バス停留所の環境維持、整備の推進
- ・道道を含む交通環境対策の検討推進

基本目標4 経済基盤豊かなまちづくり ～活力ある産業づくり～

【農業・林業・商工業・観光・写真の町】

活力あるまちづくりのためには、まちの基盤となる生活を維持するための職場や起業、産業の発展が必要不可欠であり、「経済の発展」のための手だてが重要なキーワードとなります。

本町の基幹産業である農業は農家戸数の減少と経営の大規模化など大きな転換期を迎えており、魅力ある農業の確立による農家所得の確保が大きな課題となっています。また、第二次産業の基幹である木工産業についても、時代の変移に伴い後継者不足が顕著化する中、高いデザイン性による新たなブランド価値が求められています。観光や商業などの第三次産業は、本町への移住者が増加する中で、カフェやレストラン、セレクトショップなどが増加しており、これまでの大雪山を中心とする観光から町全体を観光地として「にぎわい」を創出する観光へと変化してきています。

未来にわたり持続するまちづくりを行っていくためには、国内外を問わず地域外からの人を呼び込む必要があります。多くの人が集い交わることは、消費の拡大や新たな仕事を生み出すだけでなく、多くの人々の関心や興味を東川町に向けてもらうことにも繋がります。現在、本町の人口は微増を続けている状況ですが、地域経済の浮揚と雇用の場の確保を図り、起業の機会や新しい働き方を創出し、町民が安心して生活ができ、若者の定住を促すための魅力あるまちづくりと産業の発展が不可欠です。

それぞれが魅力ある産業として自立することはもとより、活力ある豊かなまちづくりを推進するため、地域経済を支える各産業が相互に連携し、本町の豊かな自然と立地条件、さらには東川の持つ個性を活かし、時代の変化に敏速に対応できる新しい感覚を持つ地域性豊かな地場産業の振興により、たくましい地域経済の振興を図っていきます。

さらには、「写真の町」宣言から35年に亘って培った信用と知名度を活かした、「写真の町東川賞」「東川町国際写真フェスティバル」の振興と四半世紀の節目を迎えた「写真甲子園」の実施を進めながら、写真の町事業の取り組みにより生じる新たな人の流れを生かし、農業や木工業をはじめとする基幹産業、町全体に「にぎわい」を創出する産業間の連携により、町の経済発展を図ります。

施策の方向

●農業

- ・農業経営基盤の強化推進
- ・恵みの田園づくり支援事業の推進（担い手対策事業、生産対策事業、販売対策事業、農政対策事業など）
- ・中山間地域等直接支払事業の推進
- ・多面的機能支払事業の推進
- ・農地流動化の促進
- ・国営緊急農地再編整備事業の推進
- ・道営水利施設等保全高度化事業の推進
- ・農業次世代人材投資（青年就農給付金）事業の推進
- ・農業後継者確保対策の推進
- ・農業後継者結婚対策の推進
- ・新規就農サポートセンターの推進

- ・いきいき農園整備事業の推進
- ・地産地消、産地直売事業の推進
- ・東川産農産物の地元飲食店、イベント等での活用推進
- ・東川産農産物を活かした商品開発の推進
- ・地元食材を生かした食品加工体験の推進（チャレンジキッチンの活用など）
- ・東川産ワイン事業の推進
- ・東川米を活用した日本酒醸造の推進（酒蔵誘致整備など）
- ・有害鳥獣被害防止計画に沿った駆除の推進
- ・猟銃資格保持者確保の推進

●林業

- ・森林保全、植林活動等による環境保全の推進
- ・森林整備対策事業の推進（下刈・除間伐事業の推進）
- ・未来につなぐ森づくり推進事業の推進（植栽事業の推進）
- ・町有林整備の推進（取得・造成・下刈・間伐・植栽など）
- ・林道維持整備の推進
- ・民有林維持管理活動に対する支援

●商工業

- ・中小企業育成事業の推進
- ・商工業に対する資金支援（融資保証料利子の補給など）
- ・企業等に対する支援事業（企業誘致・起業化支援・中小企業育成など）
- ・東川産農産物の地元飲食店、イベント等での活用推進【再掲】
- ・家具・木工業の振興とブランド化の推進
- ・地域特産加工品の開発支援
- ・商工業後継者の育成対策の推進
- ・商工業後継者結婚対策の推進
- ・地域資源を活かした仕事の創出
- ・多世代キャリア登録等による働く場や機会の確保
- ・地域に合った企業誘致の推進
- ・市街地内における施設整備再編の推進
- ・東川ユニバーサルカード（HUCカード）の普及と活用推進

●観光

- ・地域資源を活かした魅力ある観光地対策の推進
- ・町内観光資源のネットワーク化による来訪者町内循環の創出
- ・町の文化資源を活用した観光イベントの推進と体験型観光の推進
- ・国内外観光誘致の推進
- ・観光地復興支援インバウンド対策事業の推進
- ・温泉資源の確保保全（旭岳温泉及び天人峡温泉）
- ・エコツーリズム事業の推進
- ・観光地の施設整備、改修事業の推進

- ・天人峡地区引湯施設整備事業
- ・羽衣の滝遊歩道を活かした観光対策の推進
- ・キトウシ森林公園家族旅行村施設整備事業の推進（キトウシ高原ホテル再開発等）
- ・キャンモアスキー場の活用と誘客事業の推進
- ・療養型観光の推進

●写真の町

- ・写真を通じた国内外との交流推進【再掲】
- ・写真文化及び写真文化首都の推進
- ・写真の町「東川賞」の充実
- ・写真少年団活動支援と子どもたちへの写真ワークショップ事業の推進
- ・全国高等学校写真選手権大会（写真甲子園）の推進
- ・写真の収集・管理・活用の推進
- ・映画『『写真甲子園』0.5秒の夏』の国内外上映、プロモーション支援の推進
- ・文化ギャラリー施設の充実（大規模改修、機能増進事業など）

基本目標5 参加と対話で築くまちづくり ～コミュニティづくり～

【地域コミュニティ・情報発信・行財政・広域連携】

国内は、急速に進む少子・高齢化や地方から都市への人口流失により、地域間の格差は著しく進行する中にあり、都市と農村が持つそれぞれの役割が大きく見直されつつあります。

また、地方に生活する者の暮らしに大きな負担がかかる中、行政への住民ニーズがより複雑・多様化し、より質の高い行政サービスの提供が求められており、行政はもとより、地域自治振興会や町内会などの地域コミュニティが持つ機能と役割、さらには町民間の連帯感の醸成はますます重要なものとなっています。

町民と行政が一体となり、対話と参加により地域の課題を解決していくため、地域コミュニティ組織の育成・強化を図り、まちづくりを計画的に推進していく必要があります。

このため、町民が持つ様々な行政ニーズに対し、的確な把握ができる広報・広聴体制の充実を図り、適切な行政情報の提供などを効率的に行うことができる有効な情報通信システムの検討を進め、行政に対する町民の理解と関心を高めるとともに、女性や高齢者が社会に進出しやすい環境づくりを進め、地域ぐるみでコミュニティ活動の高揚を図り、連帯と協調にささえられた町民主体のまちづくりの推進に努めていきます。

さらには、役場組織の活性化を図り、情報の提供と共有により住民と同じ立場で考えることができる行政組織づくりを進め、地域コミュニティ組織との連携を積極的に行い、新しい時代の「東川らしさ」を共感でき、心が通ういきいきとした行政システムづくりを進めていきます。

施策の方向

●地域コミュニティ

- ・地域自治活動との連携強化と支援
- ・自主的な地域活動に対する支援
- ・地域における移住者や日本語留学生との交流事業の推進支援
- ・多文化、多世代が共生する多様なコミュニティづくりの推進
- ・地域コミュニティセンター機能拡充、環境改善整備の推進
- ・地域コミュニティセンターを活用した住民の活動場所の確保と支援
- ・地域集会所、会館改修事業への支援
- ・町内会加入促進の推進
- ・町内会再編の推進と支援強化

●情報発信

- ・広報等による情報提供の充実
- ・Webサイトやアプリ等を活用した情報発信の推進
- ・「せんとぴゅあ」等公共施設における情報発信機能の充実
- ・防災無線デジタル化に対応する更新整備【再掲】
- ・「写真の町」ひがしかわ株主事業の推進等による関係住民、応援住民の拡大推進
- ・地域おこし協力隊の活用による情報発信の推進
- ・ひがしかわ出身会との連携による情報発信の推進

●行財政

- ・適正、公平な税務行政の推進
- ・税収の安定的確保対策の推進
- ・持続可能な行財政運営の確立
- ・自主自立のための財源確保の推進（外資財源、自主財源、特定財源の確保）
- ・「写真の町」ひがしかわ株主事業による財源確保と事業推進
- ・地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の活用推進
- ・人脈とつながりを活かした企業等との連携強化
- ・行政サービスの質の向上と住民満足度の向上
- ・時代に対応できる職員の養成と適正配置
- ・行政事務改善と行政事務効率化の推進
- ・公共施設の効率的な運用と利用促進の推進
- ・住民との協働によるまちづくりの推進

●広域連携

- ・広域連合、一部事務組合、上川広域滞納整理機構等との連携強化
- ・定住自立圏構想による取り組みの推進
- ・上川圏域や北海道、道外他地域と連携した観光事業等の推進
- ・課題等を共有する他自治体等との連携
- ・民間企業等と連携した取り組みの推進